

【読楽】038 「女手習状(享保17年)」を読む * 読楽箇所=本文全文

「女手習状」諸本 * 今回取り上げるのは、1)の享保17年板

1) 女手ならひ教訓の書(女手習状)

【作者】不明。江見屋吉右衛門(蘭香堂・上村吉右衛門)序。【年代】享保元年(1716)刊。【江戸】江見屋吉右衛門板。【分類】女子用。【概要】大本1冊。『初登山手習教訓書(手習状)』にならって、手習いの心得を綴った女子教訓書。「古しへは物かゝぬ人も世におほかりしとはきけ共、今は此めて度御代にむまれて物かゝぬは、常にふじゆうなるのみにあらず…」と書き始め、まず手習いの重要性を述べ、特に学習期間が限られた女子はまず第一に心掛けよと説く。さらに、成人後も大いに役立つ手習いの徳を讃え、最後に「物かく事」は「現世・来世の宝」であり、「物かくゆへに仕合よき女性も世に多し」とその有益さを強調して結ぶ。本文を大字・5行・ほとんど付訓で記す。数種の板種が存在するが、文政2年(1819)板『女手ならひ教訓の書』(江戸・江見屋吉右衛門板)半紙本(または中本)1冊の刊記に「享保元丙申開板」と記すため、この享保元年板が初刊と推定される。大本の江見屋板には文政2年板とほぼ同文の序文を付し、版式からいっても享保頃の刊行であることは疑いなく、大本の江見屋板は享保元年板もしくはその改刻板と位置づけられる。序文に「ある方にて門弟の女子に書てあたへ給ふをひたすら乞もとめて」上梓したとあるため、作者は江戸府内の手習師匠であろうか。なお、『江戸本屋出版記録』によれば、2冊本の『女手習状』(門尚太郎(原本には「川当節(かわとうせつ)と記す)作。江戸・平野屋善六板)が享保17年に刊行されている。

2) 女手習状(『〈新刻〉女古状揃園生竹』所収)

【作者】高井蘭山作。【年代】文政5年(1822)刊。【江戸】須原屋新兵衛ほか板。【概要】大本または半紙本1冊。大本と半紙本では記事がかなり異なる。大本は2番目に「女手習状」を所収。享保(1716-36)頃刊『女手ならひ教訓の書』と同趣旨だが全くの異文で、「右、大躰は孝行の一端に異ならず。其故いかん、初心の女童入門の時は、母親より行儀正しくすべき旨急度申含べし…」で始まる一文で、いわゆる『初登山手習教訓書(手習状)』を女性用に改編したもの(ただし、『教諭必用』女古状揃所収「女手習織縫教訓状」とも異文)。合戦時の武士の覚悟で手習い稽古すべきことや、能書の誉れ、無筆の恥辱を説く。

3) 文政改正 女子手習状

【作者】栄松斎(栄松斎長喜か)書。【年代】文政12年(1829)刊。【江戸】森屋治兵衛板。【分類】女子用。【概要】中本1冊。異称『女手習教訓書』『女手習教訓』『女手ならひ状』。享保元年(1716)刊『女手ならひ教訓の書』の末尾に若干増補したもの。本文を大字・5行・付訓で記す。頭書に「猿と蟹ばなし」「正月二日宝舟のはなし」を収める。

4) 女手習織縫教訓状(『〈教諭必用〉女古状揃』所収)

【作者】堀原甫作。森川保之画。西川竜章堂書。三五園(帰童翁)序。池田東籬補。【年代】天保2年(1831)刊。【京都】林権兵衛(文泉堂)ほか板。【分類】女子用。【概要】異称『女古状』。半紙本1冊。『古状揃』に模した女子用往来。このうち、「女手習織縫教訓状」は、いわゆる『女手習状(女手ならひ教訓の書)』とは異文で、男子用の『古状揃』等に所収の『初登山手習教訓書(手習状)』を女子用に改編したもの。「夫、手習・織縫の有増は、古の巴板額、其外猛武士の鬨に異ならず…」と筆を起し、手習い・裁ち縫いを「武士の合戦」に譬えて諭す。なお、本往来は、天保板『〈童女専用〉女寺子調法記』にも「女手習教訓状」と題して収録されている。



参考

「江戸の手習い・人づくり—江戸庶民の人間教育に学ぶ—」第24回『女手習状』を読む(月刊「書写書道」令和2年3月号)

『女手習状』は、読み書き能力の有無で人生が大きく異なることを教え、より良い人生を切り拓く土台としての手習いを論じました。「心ほどの世を経る」「身は習わし」と人生を達観した、その言葉を味わってみましょう。

江戸時代には『〇〇手習状』と題した読み書き教材(往来物)が多数作られた。その先駆は、室町中期作、天文17年(1548)書『手習往来』(三次市立図書館本が現存唯一)で、手習いを合戦に、文具を武具に見立てて文武両道の心得を述べた。それは、江戸時代に入ると、『初登山手習教訓書(手習状)』と題した往来物に改編されて普及し始め、歴史上の名場面に書かれた書状等を集めた『古状揃』の定番教材として広く流布した。

江戸中期(享保年間以降)になると『手習状』の文章を模した女性向けの『女手習状』も数多く作られ刊行された。男子向けの『手習状』が戦場に挑む武士の覚悟をもって手習いに出精することを諭し、手習いが上達すれば「金銀財宝が思いのまま手に入る」とか「手習い・学問によって名声を得る」とメリットを説くのに対し、『女手習状』は女性の立場から手習いのメリットと共に処世訓を平易に諭しており、現代人も傾聴すべき点が多い。

『女手習状』と言っても厳密には諸本で異同も多く、いくつかの系統に分かれるが、今回は、刊行年が明確な最古本である享保17年(1732)刊『女手ならひ教訓の書』(川|当節叟作、江戸板)を取り上げる。ちなみに、本書は明和7年(1770)頃に外題を『女読書日用文覧』(大阪板)と改めて再刊されている。

本文は、冒頭から「夫、今のめでたき御代に住ながら、物書事のかなはねば、人に一ツのきずにして常に不自ゆうのみならず、人の中へ出し時、姿容はうるはしく目出たく成長られし身も、よみ書事のかなはねば、時のはなしのこと葉にも片言いひ、何となくふつか成事多きゆへ、直下な人に見侮され、気色賤しく見ゆる故、下々にさえ見下られ、座敷のつきの悪くして、恥かく人ぞ本意なけれ」と、読み書きができぬことは人間の欠点であり、不自由なうえに、恥辱や侮蔑の場面に出くわし、不本意なことが多いと説く。

続いて、「文字が書けぬ人は盲目にたとえられるが、目が見えなければ、『何とかして見えるようになりたい、何か良い薬はないだろうか』と神仏に必死で祈るであろう。読み書きは習いさえすれば読めるようになるのに、一生、文盲で暮らすのは情けないではないか」と奮起を促し、「読み書きが習える期間は非常に短く、相応の年代になれば裁縫を身に付け、成長とともにあれこれと多忙になって読み書きどころではなくなる」とも警告する。

そして、もし満身に読み書きが出来ずに他家へ嫁げばどうなるか。親類に手紙も書けなければ侮られるし、密かに実家に手紙を出そうにも、他人には聞かせたくない内容を代筆させる訳にもいかず、なんとか自分で手紙を書いても意味不明で実家の者も理解できずに、かえって親を心配させる結果となる。

以上に対して、美しい文字が書ける女性は、海山を隔てた遠方への手紙も実際に対面して話す以上に心を込めて気持ちを伝えることができる。この手習いの徳は、身の内の宝であり、火事で焼失することもない一生の宝である。「手のうちにならひ置きたる宝こそ、用心せねど盗む人なし」という古歌の通りだ。そのうえ、年月を経た事を書き付けておけば、ずっと後でも知る事ができる。

このように読み書きができると、下々の者でも育ちの程が知れて賤しめられないし、仮名書きの書物も読めるから、世の中の善悪・悲喜なども知り、自然と知恵がつくものだ。こうして世間の事を知ったら、他人を思いやり、我が身を省みよ。「心ほどの世を経る(人間の一生はその人の心掛け次第でどうにでもなる)」「身は習わし(人は習慣や環境によってどうにでも変わる)」と人生を展望し、最後に、一家の主も下々も皆正しく、家内に恵みが行き渡れば、次第に富貴になるのであり、その根本は読み書きを学んで身を修め、目下に慈悲深く、養生を心掛け、息災なことであり、それは孝行となり子孫繁栄の基となるだろうと締め括る。

